

や

ま

く

ら

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成30年12月14日

-第6号-

消費生活トラブル情報

注目!

キャッチセールスによるトラブルに注意!!

相談事例



3日前にショッピングモールで、「美容に関するアンケートをお願いします」と声を掛けられ、そこで無料の美顔エステを勧められた。お店に連れて行かれ、美顔器を使用したエステをしてもらいアンケートを書かされた。その後、「シミ、そばかすがある」などと言われ、家庭用美顔器と化粧品を勧められた。「この家庭用美顔器は通常100万円するが、今日なら特別20万円で買える」などと長時間にわたって勧誘され、結局、月々8,000円ずつ支払うという内容の契約書に署名させられた。料金は20万円と言われたが、契約書には、総額25万円と書かれていた。また、親には言わないようにと言われた。
(高校生 女性)

アドバイス



キャッチセールスは、路上等で本来の目的を隠して声を掛け、店舗や喫茶店等へ連れて行き、強引に商品や役務(サービス)を契約させる販売方法です。

○この事例の場合、「特定商取引に関する法律」の「訪問販売」に該当するため、クーリング・オフ制度による契約解除が可能です。

○また、契約者が未成年の場合、法定代理人(保護者等)の同意を得ずに行った契約は取り消すことができます。(未成年者取消)

○取り消された契約は初めから無効だったこととなります。
※個々の契約状況や問題の発生時期によって解決方法が異なります。

困ったときは

188(局番なし)

出典：国民生活センターHP：http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20161130_1.pdf

山口県消費生活センター

TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

豆知識

『訪問販売』って自宅で行う契約だけじゃないの？

「訪問販売」とは

販売業者またはサービスの提供者が、**店舗以外の場所**で商品や権利の販売、サービスの提供等を行う契約のこと。

→ キャッチセールス、アポイントメントセールス※を含む

※アポイントメントセールス...電話やはがきSNSなどで、「抽選に当たりました」「あなたには特別に安くします」などと顧客を店舗に呼び出し、商品やサービスを受ける契約を締結させる商法。

一般的には、セールスマンが家に訪問して契約を行う方法です。そのほかに、路上や喫茶店での販売、またホテルや公民館などを一時的に借りて行う展示販売のうち、期間や施設等からみて、店舗に類似するものとは認められない場合は、訪問販売に該当します。

訪問販売に
該当する



参照：特定商取引ガイド<http://www.no-trouble.go.jp/what/doortodoorsales/>

お知らせ 消費者啓発出前講座の講師を派遣します

山口県消費生活センターでは、県内の公民館や学校などの学習会に、**無料**で消費者講座の講師を派遣します。

講師の派遣を希望される場合は、「**講師派遣申請書**」を県HPからダウンロードして、郵送・FAX・メール等でお申し込みください。

申込日より派遣できないことがありますので、**申請はお早め**にお願いします。



消費者ホットライン「188」のご案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→ ○郵便番号(7桁)入力
を押す

郵便番号が分からない

2

→ ○固定電話の場合は地域を
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど